

令和7年(2025年)1月27日

公立甲賀病院組合
管理者 岩永 裕貴 様

公立甲賀病院組合監査委員 辻 恵子



公立甲賀病院組合監査委員 森 淳



財政援助団体監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体の監査を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果について別紙のとおり報告します。

監査結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公立甲賀病院組合が補助金等の財政的援助を与えている団体の当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行が目的に沿って行われているかについて監査を実施した。

1 監査の対象及び所管課

今回、監査を実施した「地方独立行政法人公立甲賀病院」にかかる補助金等について監査を実施した。

団体名	監査の範囲	所管課
地方独立行政法人公立甲賀病院	・令和5年度法人運営負担金 ・令和5年度看護学校授業料減免費交付金 ・令和5年度病院貸付金	総務課

2 監査の期間

令和6年10月30日（水）

事前審査 令和6年10月17日（木）

3 監査を実施した委員

公立甲賀病院組合監査委員 辻 恵子

公立甲賀病院組合監査委員 森 淳

4 監査の方法及び着眼点

監査の実施にあたっては、「公立甲賀病院組合監査基準」に準拠し、次の項目を主な着眼点として、団体から事前に提出を受けた各種書類を確認するとともに、実地監査による関係書類の閲覧や団体及び所管課から説明の聴取を行うなどの方法により実施した。

(1) 主な着眼点

- ①補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適切に行われているか。
- ②事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分成果が上げられているか。
- ③出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整理、保存は適切か。

(2) 主な確認書類

- ①事業計画書及び収支予算書

- ②事業報告書及び収支決算書
- ③組織図、規約
- ④経理規程等諸規定
- ⑤公立甲賀病院組合補助金等の受け入れ及び経理状況等の関係書類
- ⑥その他関係諸帳簿等

5 団体の概要

地方独立行政法人公立甲賀病院

地方独立行政法人 移行年月日	平成 31 年 4 月 1 日
所在地	滋賀県甲賀市水口町松尾 1256 番地
事業の概要	(1) 医療を提供すること。 (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。 (3) 医療に従事する者に対する研修を行うこと。 (4) 医療に関する地域への支援を行うこと。 (5) 人間ドック、健康診断等の予防医療を提供すること。 (6) 看護師養成所の運営を行うこと。 (7) 居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所及び訪問看護ステーションの運営を行うこと。 (8) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
役員	理事長 1 人、副理事長 1 人、理事 5 人、監事 2 人
職員数	944 人（常勤 682 人 非常勤 262 人）

6 監査対象の補助金等交付状況

補助金等	根拠	交付額（円）
法人運営負担金	地方独立行政法人法 公立甲賀病院組合負担金分賦割合 に関する条例	634,209,000
看護学校授業料減免費 交付金	授業料等減免費交付金交付要綱	1,585,700
病院貸付金	地方独立行政法人法	379,500,000

7 監査の結果及び所見

地方独立行政法人公立甲賀病院に係る出納及びその他の事務の執行状況について、上記の通り監査した限りにおいて、当該財政援助に係る出納その他の事務の執行が、その根拠となる法、条例、要綱に基づき、その目的に沿って行われているものと認め

られた。さらに、当該団体の内部監査室が年に4回監査を実施され、また、令和6年6月24日付で監事により事業報告書及び決算報告書等がその状況を正しく示しているものと認められていたことを付記する。

なお、所見は次のとおりである。

地方独立行政法人公立甲賀病院は、平成31年4月に公立甲賀病院組合が設立団体となり地方独立行政法人公立甲賀病院に病院運営を移行した。現在、第2期中期目標に基づく第2期中期計画（期間：令和5年度から令和8年度）の2年目である。当該法人は、地域の中核病院として、地域住民に高度医療をはじめ、良質で安全な医療、介護を継続的かつ安定的に提供し、地域住民の福祉増進と公衆衛生の向上に寄与することを目的に業務を行われている。

経理事務については、地方独立行政法人会計基準に準拠し、関係帳簿等の整備・記帳及び証拠書類の整備・保存も適切に行われていた。

収支状況については、令和5年度は医業収入の増加に比べ総支出額の増加が大きく赤字となったが、「赤字解消に向けたアクションプラン実施計画」を作成して収支改善に努められていた。

また、公立甲賀病院組合については、看護学校授業料減免費交付金の目的が一層達成されるよう交付金の交付時期について検討を促したところ、従来の交付時期で問題のないことを確認した。